

## 成熟市民社会型企業法制の創造

### —企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦—

Creating New Corporate Legal Systems for Mature Civil Society  
- Restructuring Legal Systems of Corporation,  
Finance and Capital Market, and Asian Challenges -

## シンポジウム「公開会社法の意義を検証する 企業社会と市民社会の基本法へ—民事法の呪縛を解けるか」

(2010年2月8日開催)

2010年2月8日、早稲田大学グローバルCOEシンポジウム『公開会社法の意義を検証する—企業社会と市民社会の基本法へ—民事法の呪縛を解けるか』(於 早稲田大学井深ホール)は、その意義について混乱が生じているかに見られる公開会社法制の社会的意義とその具体的内容をめぐって議論を深めるべく開催されました。学会・金融・法曹界を中心に320名を超える聴衆が来場され、問題の核心に迫る熱気あふれる論議の場となりました。

【司会】上村達男(早稲田大学教授、GCOE 拠点リーダー)

最初に、財務省峰崎直樹副大臣(民主党公開会社法PT顧問)から、民主党の公開会社法をテーマにお話し頂きました。その中で峰崎副大臣は、「いのち・消費者・生活者の視点を強調する鳩山政権にとって、新しい公共の概念が必要であり、公開会社法はそうした視点と一体のものでなければならぬ」ことを強調されました。



続いて、池尾和人教授(慶應義塾大学)は「日本企業のガバナンスに何が欠如しているのか」というテーマで講演され、日本の企業法制にとって一貫して追及されるべきは一般株主・少数株主への責任であるとされました。公認会計士協会

の吉田慶太常務理事は、上場会社の財務情報の信頼性向上と公開会社法について、情報開示・会計・監査に従事する専門家として、金商法概念と会社法概念との一体化が必要であることを強調されました。続いて、尾崎安央教授(早稲田大学)が、「公開会社法と結合企業法制」というテーマで、日本の企業実態に即した企業結合法制の必要性を強く訴え、支配権を行使するならば責任あり、の観念を前提にその立証の困難を克服する方法の検討が必要であることを主張されました。上村達男教授は、公開会社法の具体的構想及び内容をめぐる問題点として、次期改正が昭和25年改正に匹敵する、基本的な理念の大きな転換を意味するもの、あるいはその魁けとなる可能性があり、それは会社法が投資家概念を射程に捉えることにより、一気に企業社会と市民社会の基本法としての性格を獲得していく、そうした性格の法への転換を意味することになると述べられました。

続いて、全体シンポジウムに入り、パネリストによるパネルディスカッションが行われました。

### パネリスト

稲葉威雄(弁護士、元早稲田大学法務研究科教授、元広島高裁長官、元法務省参事官・審議官)

石黒徹(弁護士—森・浜田・松本法律事務所)

末村篤(日本経済新聞特別編集委員)

稲葉威雄弁護士は、現在の会社法が会社法の原型を放棄してしまったのを取り戻す必要があること、企業結合法制は会社法の現代化の積み残しであり、企業結合法制なき純粋持株会社化の推進は「下水道なしで水洗便所を作ったようなもの」(あえて忠実に再現)とされました。また法務省の有力OBである稲葉弁護士が、この問題で法務省・金融庁・経産省の三省の連絡調整を行い双方のニーズの確認を行うことは必要不可欠とされ、法務省事務局が単独でやれるような状況でないことを明言されたことも注目に値します。

石黒弁護士は株式会社法の本拠地は資本市場であって株主総会ではないとし、企業買収に代表されるような現代の株式会社をめぐる問題の多くが、労働者や一般投資家等を含む総力戦の様相を呈していること、現在の株主の問題だけでは対応できないことを強調されました。

末村篤氏は、上場会社制度が有限責任と株式の自由譲渡性を前提としたことで、経営の規律と株主の質の低下を招くという究極の矛盾を抱えた制度であり、私的な世界の前に社会的公共性を強調した制度展開が必要であること、公開会社法

はそうした役割を果たすべきものではないかとされました。

その後会場から、松尾直彦弁護士(前金融庁幹部、東大教授)が公開買付制度を会社法に移すべきではないこと、金融商品仕組み法としての株式会社法に信託業法のような業法が入ることをどう思うかとの質問があり、また森淳二郎教授(福岡大学)から、従業員の位置づけについてなお真剣に検討すべきであるとの発言がありました。これに対して上村教授より、公開買付制度は資本市場法制の一翼を占める法制であり、会社法にすることはありえないこと、金商法概念を会社法上認知しても、行政的な規制は金商法の目的達成のためのものであり続けるのであり会社法のガバナンスがそれに協力することはあっても固有の会社法部分に行政法規が参入することにはならないこと、会社の目的をミッションの最大実現と見るなら、会社組織はミッションの実現のための組織であるから労働者はその正当な構成員たり得ることになる、との回答がなされました。



後日、詳細は公表される予定です。当日配布された資料『公開会社法 Q&A』をホームページ上で公開しています。

[http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/koukai\\_kaishahouQandA.pdf](http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/koukai_kaishahouQandA.pdf)

公開会社法要綱案 第11案について

[http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/koukai\\_kaisahou/index.html](http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/koukai_kaisahou/index.html)

(報告：上村達男 早稲田大学法学学術院教授・グローバル COE《企業法制と法創造》総合研究所 所長)

## 活動報告

### 韓国ソウル Asia Economic Community Forum 2009

2009年11月11日～13日の期間、Creating One Asia Together というテーマの下、韓国ソウルのインチョン国際会議場 Songdo ConvensiA において"Asia Economic Community Forum 2009" が開催されました。本フォーラムにおいて、11月11日午後韓国金融研究院主催で行われた「Financial supervision & regulation system after the economic crisis」のセッションに、犬飼重仁教授(早稲田大学グローバル COE《企業法制と法創造》総合研究所専任)が、基調講演者の一人として招聘され、「How to create Common and Suitable Self-Regulatory Rules in Asian Capital Market? - For the recognition of the common infrastructure -」と題する招待講演を行いました。



犬飼教授は、この度の金融危機の遠因となったと指摘されているアジア域内の巨大な貯蓄・国際収支の不均衡の状態を改善するには、アジア域内のなかで資金を循環させるための各種の市場インフラが必要であり、そのためには、ユーロ債券市場のアジア域内版ともいべき「アジア域内のクロスボーダーのプロ向け証券市場」の創出が不可欠であり、具体的には、域内のプロの市場参加者のための自主規制ルールの創設を含む、各種のクロスボーダー(Inter-Regional)の市場インフラのグランドデザインを描くとともに、そのインフラを一つ一つ、域内の民(市場参加者)と官(各国の規制当局等)と研究者のパートナーシップで創り上げる必要があると述べました。

### アジア版 MTN (Medium Term Note) プログラムの実行可能性に関する調査報告と提言公表 (2009年12月10日)

早稲田大学大学院法学研究科・GCOEでは、2008年春、国際協力銀行(JBIC)より「アジア版 MTN (Medium Term Note) プログラムの実行可能性に関する調査」を受託し、一年にわたり第1・第2フェーズの調査を実施し、2009年4月、受託研究報告書を提出しましたが、JBICのご厚意により、その後の研究成果と追加提言(Tokyo AIMを活用す

る追加提言)を含む改訂新版の受託研究報告と提言の内容を、公表できることとなりました。なお、この調査報告と提言の内容を広く資本市場関係者と研究者各位に共有することを目的として、2009年11月28日、早稲田大学/JBICの共催で、フォーラムを開催しました(本紙P.7参照)。  
※報告と提言の内容は以下URLをご覧ください。

[http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/091210\\_AsiaMTN.pdf](http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org/activity/091210_AsiaMTN.pdf)

## 季刊 企業と法創造「特集・国際私法」(第十九号)発刊

季刊 企業と法創造「特集・国際私法」(通巻第十九号)が発刊されました。本研究所のホームページで閲覧できます。

### 特集 国際私法

巻頭言

会計とエスペラント語 辻山栄子  
第1部 会計シンポジウム 会計基準のコンバージェンス—EFRAG議長に聞く「欧州の今」—  
講演[1] EFRAGアップデート Stig Enevoldsen  
講演[2] PAAinEの活動—ヨーロッパからの意見発信—  
～収益認識と業績報告を中心に～ Paul Ebling  
パネルディスカッション

欧州におけるIFRSの適用状況、業績報告、収益認識  
第2部 SOX法シンポジウム SOX法以後のアメリカにおける企業犯罪捜査と弁護士の役割-日本への示唆を求めて-  
第1部 講演  
合衆国司法省の司法政策と企業犯罪捜査  
—変化する法的・政治的状況の中での違法行為の発見—  
チャールズ・D・ワイセルバーグ

第2部 コメントと質疑応答  
第3部 日韓比較・国際知的財産法研究  
日韓比較・国際知的財産法研究(5) 木棚照一  
第1部 インターネットと知的財産に関する諸問題  
インターネットにおけるビジネスモデル特許及びデジタルコンテンツの利用に伴う国際私法上の問題 中山真里  
サイバーエンターテイメントの国際私法上の問題 朴 眞雅  
第2部 日本および韓国からみた知的財産に関する国際私法原則

知的財産権に関する国際私法原則の一般規定 野村美明  
国際知的財産訴訟原則の一般規定—日本側2008年12月22日修正案に対する韓国の立場からの検討— 孫 京漢  
廬 泰嶽

知的財産権事件の国際裁判管轄—日韓草案の対比検討と討論の結果— 李 聖昊  
知的財産権紛争の国際裁判管轄ルールについての日本案  
渡辺惺之

知的財産権に関する国際私法原則案—日本グループの準拠法に関する部分の提案— 木棚照一  
知的財産権の準拠法—知的財産権に関する国際私法原則(日本案)の準拠法に関する部分に対する意見— 石 光現  
知的財産関係事件における外国判決の承認・執行

中野俊一郎  
知的財産権紛争における外国裁判の承認及び執行  
—韓日提案の比較検討を中心に— 李 圭鎬

<資料>

知的財産に関する国際私法原則(日本案)2008年12月15日版

Principles on Private International Law on Intellectual Property (Japanese Proposal) 2008.12.15

国際知的財産訴訟に関する原則(韓国案)2006年12月11日版

第4部 刑事法翻訳

組織の不祥事問題と組織形態—中央省庁「三報告書等」からみた組織の不祥事問題— 白石 賢  
胚の地位と幹細胞研究 ヘニング・ロゼナウ

訳=甲斐克則

三重野雄太郎

福山好典

アメリカにおける証券規制の改革提案 若林泰伸

高齢者雇用についての一考察—ソーシャル・イノベーションの観点から— 吉澤昭人

中国における企業処罰—歴史、立法およびその改革—

周 振傑

中国の創業版規制に関する研究—新規公開發行規制について— 陳 景善

GCOE通信 安珠希・種村佑介・陳景善

## 研究企画紹介(第5回)

本研究拠点では、異なる法分野の多数の研究企画が独立して活動を推進しています。本紙面では、順次、各研究企画概要を紹介します。(HP記載内容よりの転載)

### 7 企業法制—理論・立法・解釈—

#### A7-1. 企業法制研究・全般

以下の各企画外の企業法制全般について担当する。重要判例研究や会社法解釈問題、立法提言、緊急シンポジウム等によるシンクタンク機能を担う。また、各企画責任者以外の担当者、拠点形成者によるトピック的な企画をも担うことになる。また、本研究拠点の全体シンポジウムそのものの横断的な企画も担うことになる。

企画責任者：上村達男

#### A7-2. 早稲田版企業買収ルール研究

本研究は21世紀COEの段階から行い、研究所の第一期の成果の最終報告となった2008年1月の「問題提起型シンポジウム」にて報告を行い、すでに各省庁をはじめ大きな注目を浴びるに至っているものである。GCOEにおいては、さらに具体的な制度作りへ向けて研究を進めていく。本プロジェクトにおいては、英国の企業買収規制に範を取った「日本版企業買収ルール」案の作成を行い、併せて「日本版テイクオーバー・パネル」創設に関する叩き台を作成する。一方で、欧州を中心とした各国の企業買収規制の調査とヒアリングを行い、欧米各国の会社法・資本市場法の類

似点と相違点の解明を視野に入れた研究を行う。

企画責任者：渡辺宏之 上村達男 河村賢治

#### A7-3. フランス企業法制研究

欧州の中でも、ローマ法および中世における先進商業国家であったイタリアの伝統を直接に引き継ぎ、現在でも、いうまでもなくドイツとともにヨーロッパの中心を占めているフランス法を対象にすることで、ローマ法以来の法の伝統を背景にしながら、今後のEUの展開という将来も見据えて、企業というものの法的な捉え方、あるいは企業をめぐる法のあり方を、いわば多面的、立体的に検討する。研究対象は、会社法、商取引法などの伝統的な商法の視点だけではなく、競争法、資本市場法、銀行法または金融法をも含めた広い意味での企業法制全般とし、企業法制の前提になる民法、および、法人のあり方を規定する憲法からの視点も検討の対象とする。啓蒙思想と人権宣言、市民革命の地、フランスで企業社会と市民社会は思想的にどのような調和を保っているのか、法令の形をとらない見えざる企業社会の規範意識は何か、企業社会でのフランス的こだわりは何を尊重するものなのか、本COE企画の問題意識にとって有益な貢献をすることができると考えている。

企画責任者：鳥山恭一

#### A7-4. ドイツ・EU企業法制研究

明治時代以降の日本の法制度は、ヨーロッパ大陸の国、とくにドイツの法制度の影響を受けて整備された。第二次大戦後は、アメリカ合州国の法制度の影響を強く受けている。しかし、アメリカ合州国だけを手本にすることには問題があり、その弊害も現れている。ソヴィエト連邦が崩壊した後、旧東ヨーロッパの国の多くがEUに加盟したことによって、ヨーロッパの地理的中心は東へ移動した。その結果、地政学的にもドイツは重要な位置を占めることになった。もっとも、ドイツはEUの構成国であるので、EU法の影響を受ける。EUは、とくに経済のグローバル化および情報通信技術の発達に適合させるために、27カ国の英知を結集して法制度も整備しつつある。それを研究することは大いに有益である。本グループは、会社法（労働者参加法制を含む）、資本市場法およびヨーロッパ裁判所の判決を対象に、経済的・社会的な実態にも注目しつつ研究する予定である。

企画責任者：正井章博

#### A7-5. 企業行動に関与する専門職の実証研究

本研究チームでは、COE企画として、企業行動の合法性を確保するうえでの弁護士の役割に関する研究を実施してきた。その最近の活動は、企業行動に関与する弁護士と公認会計士の専門職責任のあり方を検討した2007年1月13日

のシンポジウム（季刊企業と法創造4巻2号59頁以下を参照）である。GCOE企画としては、まず2008年12月に、同一のテーマで日米比較を行うシンポジウムを開催し、その成果を公表することによって、これまでの活動の集大成としたい。

2008年度からは、我が国においても企業法務専門弁護士が急速に成長しつつあることを踏まえて、その実態を把握する調査プロジェクトを実施したいと考えている。そのため、チームのメンバーも再編成する予定である。その実証的基盤の上に立って、我が国の企業法務専門弁護士のあるべき将来像を検討したい。

企画責任者：宮沢節生

#### A7-6. 次世代倒産法制研究

世界的な経済産業の構造的な変化に伴い、企業倒産法制、すなわち危機企業に関するリストラクチャリング・ルールをより効率的かつ経済実態に即して制度設計し運用することは必須である。前COEでは、倒産制度が企業理論、ファイナンス論の立場から見て自由な取引を制約していないかという検地から、産業再生機構、わが国における倒産法制の歴史、米国のチャプター11とそれを批判する学説（BAHMモデル）について検討を行った。本COEでは、その成果をまとめつつ、担保のあり方など関連領域にも問題を広げ、研究グループ内での討論を深め、外部の有識者の意見も踏まえて、次世代倒産法制を考えるための視座を明らかにしてゆく。

企画責任者：岩村充 長野聡

## 8 アジア企業法制、金融資本市場法制

#### A8-1. アジア統一民商事法制研究

アジア各国の法律（私法）は、19世紀に開花したヨーロッパ大陸法の影響を強く受け、その法体系を継受した。しかし、アジアといっても、国によって独自の文化を持ち、それが多彩な形で法律関係に影響を与えている。このため、統一的な規範というものを考えることができなかった。しかし、21世紀の「アジアの時代」において、経済的ないし文化的交流が活発化していることに伴って、取引法に関する統一的規範の形成は、今や喫緊の課題となっている。そこで、これまで、日韓間・日中間において培ってきた学術交流の関係を基盤として、新たに3国間の民商事法制に関する「アジア法研究拠点」を形成し、「アジア取引法の統一的規範と統一的解釈の可能性」を探ることを目的とする。

また、企業と市場に係る総合法領域が一体となって研究活動を行うことは、これから本格的に企業と市場に潜む諸問題に直面するであろうアジア諸国にとって、もっとも有益な知見を提供しうるようと思われる。本企画はこうした

視点から、企業・市場法制に関して、日中韓の各国との間に学問交流を活性化させている。

企画責任者：近江幸治 田山輝明

#### A8-2. 総合海法研究と東アジア法制

海事に関する領域では、国際条約・国際的慣習などによる統一的な規範が広く存在している。たとえば国際海上物品運送の分野では、現在、国際連合を舞台として新しい条約の制定が検討されているなど、海事に関する国際的な法規範には絶え間ない変化がみられている。そうした中で、日・中・韓（日・韓・中）を中心とした東アジア経済圏の発展はめざましく、国際的法規範の東アジアにおける解釈・運用の統一的理解の必要性が高まってきている。この企画では、こうした認識に基づいて、東アジアを中心とする諸外国の研究者と連携しつつ、海事に関する研究協力を推進していくことを目的とする。なお、わが国では、海法という法分野の実質的な存在は否定的ないし消極的に捉えられてきており、たとえば海商法は商法の一部門、海上保険法は保険法の一部門、船員労働法は労働法の一部門、海事国際私法は国際私法の一部門というように、分断的に扱われてきている。しかもそれぞれが各分野において小さな一部門となっている。早稲田大学では、海法を総合海法として横断的に捉えようと発足した海法研究所があり、この企画は海法研究所との実質的な連携を図りながら展開していきたい。

企画責任者：箱井崇史

### 9 ロシア・東欧・スカンジナビアの企業社会と法

#### A9-1. 北欧法における企業と社会

EU先進諸国の企業法制度の研究といえば、どうしても英米独仏を中心としたものになりがちである。しかし、ノキアの例もあるように、ノルウェーやスウェーデンのような北欧諸国も世界的企業を抱える先進工業国であり、またシェルやフィリップスなどを抱えるオランダ（近時、航空業界の統合の動きも報道された）を含むいわゆるベネルルクス三国、エストニアなどのバルト三国、そしてその北海・バルト海周辺国の接合部たる要衝に位置するデンマークなど、いわゆる北ヨーロッパの企業社会と法制度に関する研究は、わが国ではかならずしも十分でなかったように思われる。特に、スカンジナビア法制と呼ばれるスウェーデンなどの法制度は、その「利益衡量法学」を支える文化ともども研究しなければならない法領域であると考えられる。またドイツ法的でありながらアングロ・サクソン族の故地であったことを思い出させる法制度を有するオランダ、そしてデンマーク法制（旧領土であるアイスランド法も含め）は、対岸のイギリス法との比較研究も可能であろうかと思われる。EU法の一部ではあるが、独自の法領域とし

て、北ヨーロッパに焦点を絞った研究グループを立ち上げ、企業社会と市民社会がどのように共存しうるか、というCOE拠点の問題意識に迫る研究活動を行っている。

企画責任者：尾崎安央 松澤伸

#### A9-2. ロシア・東欧における企業と社会

早稲田大学関係のロシア・東欧法の専門家を活用し、ロシア・東欧における企業と社会の関係について随時研究活動を実施する。21世紀COEにおいて、ロシア最高商事法裁判所長官との研究交流を行なったことを踏まえて、またロシア法の専門家であるロンドン大学教授の小田博氏が我々の研究所の客員教授であることもあり、この分野を開拓しうる人的資源と知識の蓄積が存在している。

企画責任者：早川弘道 小田博

### 10 日本の企業法情報海外発信システム

#### A10-1. 日本の企業法情報海外発信システム

日本の法律学の学問水準は相当に高く、とりわけ外国法を研究し続けてきた日本の法律学には欧米諸国にとっても示唆するところの多い業績が蓄積されている。しかし、そうした日本の様々な法情報が海外に発信されることが少ないため、英連邦の法制が支配しているものの独自の法文化をもたない国による情報発信の後塵を拝しているかの様相が呈されることは甚だ遺憾である。本研究所では、若手研究者を中心に専門分野に関するトピックを定期的に英語で情報発信を行なう基地を構築したいと考えている。これには比較法研究所が蓄積してきたノウハウを十分に活用することができる。しかし、まだシステム構築のための準備段階である。

企画責任者：上村達男

## Symposium & Seminar

### ■国際シンポジウム「法創造の比較法学—新世紀における比較法研究の理論的実践的課題」

(2009年11月14-15日開催)

この国際シンポジウムは、GCOEの目的と理念を、比較法の理論的・実践的課題という統一テーマのもとに、一日目は、比較法の理論に、二日目は、比較法のより実践的課題に焦点を絞って探求すべく開催されました。

#### シンポジウム1

「比較法の新時代—市民社会と法の調和を求めて」

#### New Era of Comparative Law: Challenging for Civil Society and Harmonization of Law (11月14日)

法整備支援において、日本への要請が強まっているのは、わが国における西欧法の不断の継受と無関係ではありませ

ん。西欧法そのものがEU法の展開を通じて変動する一方で、世界的金融危機をもたらしたアメリカ的システムを克服するため、アジア全体としていかなる法システムを構築できるか、そのための法学における協働は可能かといった課題も意識されつつあります。このような課題は、比較法のかつての目的とされた法の統一とは異なった意味での、比較法の理論的課題そのものであり、理論によってしか検証できない問題と言えるでしょう。この理論的・実践的かつ緊急の課題について本シンポジウムでは、現在の比較法の重要テーマである「多様性のなかの法の統一・調和」という理念とその内実の検証を行いました。これは、法整備支援の共通項とされてきた西欧法に種々の型とその「統一」をめぐる論議があることを明らかにし、わが国の法の発展方向への示唆を得ると共に、アジアでの西欧法の役割とその限界を明らかにする試みであり、現在の理論に関わる一連の問題を検証しつつ比較法の新たな地平を拓くものです。

シンポジウムには、現在の世界の比較法学をリードする著名な研究者たちが一堂に会し、ヨーロッパ、アジア、日本といった様々な視点より議論が多角的に行われ、まさに、「比較法の新たな地平を拓く」ものとして、大きな成功を収めて終了しました。特に、ツィーマン教授は、健康上の理由により来日があやぶまれましたが、急きょドイツよりテレビ会議システムにて参加することが可能となり、その示唆に富む素晴らしい講演は聴衆を魅了しました。内容については、後日出版の予定です。

シンポジウムの趣旨説明 戒能通厚（早稲田大学教授）

「民法改正事業と比較法」

内田 貴（前東京大学教授、法務省参与）

「比較法理論の新たな位相－法史と比較法の接合」

Reinhard Zimmermann（マックス・プランク比較法・国際私法研究所所長・教授）

「ヨーロッパ民事法の理念と市民社会論」

Hugh Collins（ロンドン大学政治経済学院（LSE）イングランド法教授、法学部長）

「ベトナムにおける法典整備と植民地支配の「遺産」

Nguyen Ngoc Dien（ベトナム国家大学法経学部副学部長・教授、パリ大学客員教授）

「東アジアにおける西欧法の継受とその現代的位相」

陳聡富（台湾大学法学院教授）

<パネルディスカッション>

コーディネーター Rolf Knieper（ブレーメン大学名誉教授）  
ディスカッサント

小川浩三（桐蔭横浜大学）、戒能通厚、榎澤能生、小口彦太（以上、早稲田大学）、滝澤正（上智大学）、水林彪（一橋大学）、ロルフ・クニーパー（座長）、報告者（内田、ツィーマン、コリンズ、ディエン、陳）

## シンポジウム2 「グローバル経済危機と労働法の役割－国際比較を通じて」 (11月15日)

本シンポジウムは、アメリカ発の経済危機が各国の雇用状況にどのような影響を与えているのか、また、労働法制や労働法理論にどのような問題を提起しているのかについて国際比較を通じ検討することを目的として開催されました。各国の専門家が参加して、21世紀における労働法の新たな課題を明らかにし、労働法の再構築の方向性について展望を示す議論が行われました。その中で、各国でも、労働市場の二極化（非正規労働者と正規労働者）を克服する術を獲得しておらず、雇用保障と社会保障の新たな関係の構築が課題であるとされ、ヨーロッパで導入が進むフレキシキュリティ制度などについても活発な議論が行われました。

シンポジウムの趣旨説明 石田 眞（早稲田大学教授）

「労働法における第三の道を超えて－労働法の憲法化？」

ヒュー・コリンズ（ロンドン大学政治経済学院教授）

コメント：石橋 洋（熊本大学教授）

「新たな『ニューディール』はあるのか？－アメリカ合衆国におけるグローバル経済危機の労働法への影響」

カール・クレア（ノースイースタン大学教授）

コメント：林 弘子（福岡大学教授）

「経済危機におけるイタリア労働法の役割と機能－比較法研究の新時代に向けて」

ブルーノ・カルーソ（カタール大学教授）

コメント：大内伸哉（神戸大学教授）

「デンマークにおけるグローバル経済危機と労働法の役割－デンマークのフレキシキュリティ・システムを素材にして」

オーレ・ハッセルバルク（オーフス大学教授）

コメント：和田 肇（名古屋大学教授）

「韓国における経済危機と労働法の役割」

盧 尚 憲（ソウル市立大学教授）

コメント：根本 到（大阪市立大学教授）

「日本からの問題提起『分断された労働市場の統合と労働法』」 島田陽一（早稲田大学教授）

<全体討論>

指定討論者：毛塚勝利（中央大学教授）、菊地馨実（早稲田大学教授）



## ■国際知的財産シンポジウム「フランスにおける知的財産保護の広がりーその交錯と制限ー」

(2009年11月28日開催)

本シンポジウムでは、ストラスブール大学の Yves Reboul 教授、パリ第一大学（ソルボンヌ）の Frédéric Pollaud-Dulian 教授をフランスから招聘し、また、コメンテーターとしてワシントン大学の竹中俊子教授及び上智大学の駒田泰土准教授を迎えて、「フランスにおける知的財産保護の広がり -その交錯と制限-」と題する二部構成の国際知的財産法シンポジウム（JASRAC 連続公開寄付講座）が行われました。

第1部では、Reboul 教授により「フランスにおける他の知的財産法への著作権の拡張について」と題する講演が行われ、特に意匠権と著作権の重畳の問題に対するフランスの立場が強調されました。



第2部では、POLLAUD-DULIAN 教授により、「フランスにおける著作権の制限について」とのテーマでの講演が行われ、コピーライトの国であるアメリカ法系と著作権の国であるフランス法を区別した上で、フランス著作権法が紹介されました。また、世界人権宣言や国際人権規約、そして欧州人権条約を挙げながら、著作権自体が人権の1つであるという考え方を示しました。



コメンテーターとして、駒田泰土（上智大学法学部准教授）が、日本法の視点から、竹中俊子（ワシントン大学教授、早稲田大学大学院法務研究科教授）が、米国の視点からコメントを行い、著作権や表現の自由について各国の視点が論じられました。

【主催】早稲田大学大学院法務研究科・法務教育センター

【共催】早稲田大学 GCOE 知的財産法制研究センター（RCLIP）

（レポート協力 張睿暎）

## ■アジアMTNプログラムとアジア資本市場法規制等市場インフラに関する国際フォーラム

(2009年11月28日開催)

本フォーラムは、早稲田大学GCOE「企業法制と法創造」総合研究所、国際協力銀行（JBIC）、アジア資本市場協議会CMAAの共催で、「アジア版MTN（Medium Term Note）プログラムの実行可能性に関する調査」の研究成果と提言を公表する目的で開催されました。

本GCOEでは、2008年春、JBICより「アジア版MTN（Medium Term Note）プログラムの実行可能性に関する調査」を受託し、一年にわたり第1・第2フェーズの調査を実施、2009年4月、受託研究報告書を提出しました。JBICのご厚意により、その後の研究成果と追加提言（Tokyo AIMを活用する提言）を含む改訂新版の受託研究報告と提言の内容が公表できることとなり、本フォーラムで広く資本市場関係者と研究者各位に公表し、有意義な議論を行うことができました。特に、Tokyo AIMを活用する提言は、出席者の多くの方々から賛同のご意見を頂きました。※報告と提言の内容はHPをご覧ください。

### 【スピーカー】

犬飼重仁（早稲田大学法学学術院教授 / アジア資本市場協議会代表兼事務局長）

玉木伸介（年金積立金管理運用独立行政法人審議役・企画部長）

鈴木裕彦（バークレイズ・キャピタル証券株式会社ディレクター）

安藤 毅（みずほ証券 グローバル投資銀行部門 資本市場グループ副グループ長）

木村 裕（日興コーディアル証券株式会社 投資銀行本部資本市場業務部ディレクター）

工藤克典（野村證券 顧問）

築瀬捨治（早稲田大学研究院教授、弁護士）

中塚富士雄（格付投資情報センター（R&I）市場研究室長）

吉田 聡（大和証券SMBC(株)商品業務部 部長）

Hyun, Suk（アジア開発銀行コンサルタント・韓国銀行金融研究チーム課長・エコノミスト、早稲田大学客員主任研究員）

### 【研究会共催者】

東 伸行（国際協力銀行JBICアジア大洋州ファイナンス部長）

大川 喜生（国際協力銀行JBICアジア大洋州ファイナンス部第4班調査役）

### 【コメンテーター】

青木浩子（千葉大学専門法務研究科教授）

濱辺哲也（経済産業省産業資金課課長）



## ■「地球環境問題と企業の責任」第1回研究会

(2009年12月9日開催)

本研究会は、「排出枠取引の法的課題」をテーマに、我が国及び欧米の制度の内容、法的位置づけや現在の規制との関係などについて検討されました。まず、大塚直教授（早稲田大学）より「排出枠取引のしくみと民事法上の課題」として、日本、欧米での排出枠の位置づけの説明があり、排出枠の取引に関する基本的な規律の在り方、その財産権性（譲渡性）の程度と範囲、移転や償却に関する問題について報告がありました。次に、武川丈士弁護士（森・濱田松本法律事務所）より、「排出枠取引と金融商品取引法（及びその他の規制）の関係」とし、規制の現状及び方向性について報告がなされ、様々な視点から議論が行われました。【コメンテーター】黒沼悦郎（早稲田大学教授）

## ■シンポジウム「近時の知的財産法をめぐる諸問題」

(2009年12月12日開催)

本シンポジウム（JASRAC 連続公開寄付講座）は、知財年報誌（別冊 NBL 知財年報 I. P. Annual Report）発刊 5 周年記念を記念し、190 人以上の参加者を得て開催されました（主催：早稲田大学法務研究科・法務教育研究センター、共催：GCOE「企業法制と法創造」総合研究所早稲田大学知的財産権法制研究センター（RCLIP））。



パネル1では、「芸能人の氏名・肖像の法的保護 — パブリシティ権の最新動向 —」をテーマとして、日・米・独におけるパブリシティ権の保護の現状及び侵害判断基準について講演が行われました（司会：上野達弘 立教大学法学部准教授）。第一講演者の奥邨弘司准教授（神奈川大学経営学部）は、米国におけるパブリシティ権の保護を、続く本山雅弘准教授（国士舘大学法学部）は、ドイツの状況を紹介します。伊藤真弁護士（法律事務所イオタ）は、日本の書籍雑誌におけるパブリシティ権侵害の判断基準を中心に解説しました。続くパネルディスカッションでは、比較法の視点から具体的事例に対する米国法・ドイツ法の対応や、モノマネの場合のパブリシティ権保護の問題が論じられ、また、「専ら」判断基準と表現自由の関係などの問題について、講演者の間で多岐に渡る議論が行われました。

m j

(レポート協力 石飛)

パネル2では、総括—5年間の知的財産判例と学説の動向と題し、知財年報誌における判例の動きの執筆者である渋谷達紀早稲田大学教授、学説の動きの執筆者である、今村哲也明治大学専任講師、五味飛鳥弁護士、加藤幹信州大学非常勤講師により過去5年間の総括が行われました。引き続き、数多くの知的財産判例に関与した三村量一弁護士・元知的財産高等裁判所判事がそれぞれの法分野における興味深い論点についてコメントしました。三村氏のコメントの中で発表者との意見交換も行われ、会は盛況のうちに幕を閉じました。

(レポート協力 加藤 幹)

## ■早稲田大学公開シンポジウム「新法制のもとでの内部統制と企業経営—内部統制の状況と今後の課題—」

(2009年12月17日開催)

本シンポジウムは、早稲田大学大学院商学研究科(会計学研究所)及び会計研究科、早稲田大学産業経営研究所との共催により、(1)金融商品取引法のもとで導入された内部統制報告制度が潜在的に抱えている問題を、内部統制報告書や内部統制監査報告書において示された現状を手掛かりにして議論するとともに、予想される問題や進むべき方向を明らかにすること、(2)会社法のもとで導入された内部統制を、どう育てていくべきか、会社のコーポレート・ガバナンスを担う者(会社の機関)は、内部統制とどのように対峙すべきであるかについて、その現状認識と方向性を明らかにすることを目的として開催されました。



### 第I部 証券市場と内部統制

鳥羽至英（早稲田大学商学大学院・商学部教授）

「内部統制監査初年度の状況と課題」—財務諸表監査と内部統制監査を一体的に実施する意味について

山田善隆（京都監査法人代表社員・公認会計士）

「内部統制監査実務初年度の状況と今後の課題」

柿崎 環（東洋大学大学院法務研究科教授）

「米国におけるSOX法内部統制の現状と課題」

第II部 内部統制をめぐる会社法と金融商品取引法の交錯～内部統制に係る法規制の在り方

尾崎安央（早稲田大学法学学術院・法学部教授）

「会社法・金融商品取引法と内部統制、そして監査」

秋月信二（埼玉大学経済学部教授）

「監査役会の監査報告書をめぐる論点 —内部統制に係る記載のあり方をめぐって—」

蒲生邦道（東洋エンジニアリング株式会社常任監査役）

「内部統制と企業の対応～監査の現場からの問題提起～」

【コメンテーター】上村達男（早稲田大学法文学部学術院長 法学部長 早稲田大学教授 GCOE拠点リーダー）

【総合司会】

奥島孝康（早稲田大学法文学部学術院・法務研究科教授 元総長）

### ■ International Conference on Business History: Innovation and Globalization（2010年1月9-10日開催）

経営史学会開催のFuji Conferenceを基礎に、2008年に現在の形で開催される運びとなったものですが、2010年も、本GCOEおよび、一橋大学GCOEとの共催で、「Innovation and Globalization」をテーマに開催致しました。20世紀は不断の技術革新と国際化が起こった世紀でしたが、各国企業はどのように対応しようとしたのか、また、それを取り巻く法制度はどのように変化したのか、20世紀の教訓は21世紀の企業統治や法制度設計にどのような示唆を与えるのか、といった関心に基づき、内外の第一線の研究者による報告がなされ、それぞれ活発な議論が行われました。

セッション1: Transition to the Market Economy and Institutional Innovations

清水 洋（一橋大学）, "Scientific and Technological Breakthroughs and Networks in the Case of Semiconductor Laser Technology in the U.S. and Japan, 1960-2000"

Miaojie YU (Beijing Univ), "Trade Liberalization, Firm Exits, and Productivity: Evidence from Chinese Firms"

セッション2: Role of executives and institutions toward innovation

島本 実(一橋大学), "Idemitsu Kosan's Innovation: Financial Recovery through Corporate Transformation into a Publicly Traded Company"

YoungWon PARK (早稲田大学/東京大学), "Role of Owner/CEO on Development of Organizational Capability: A Case Study of Korean Global Firms (with Paul Hong and Takashi Shimizu)"

セッション3: Innovation of Business Systems in Emerging Overseas Markets

井原 基（埼玉大学）, "Japanese Marketing System and Its International Transferability: the case of Kao in Southeast Asia"

Zukweon KIM (Konkuk Univ), "The Globalization Patterns of Multinational Enterprises: The Case of Samsung Electronics toward Emerging Markets"

Geoffrey JONES (Harvard Univ), "Multinational Strategies and Emerging Markets in Historical Perspective"

セッション4: Governance for globalization and innovation

Howard GOSPEL (King's College London), "Title: Innovation in Workplace Governance: Context, Challenges, and Change"

田中一弘（一橋大学）, "Perceived Development and Unperceived Decline of Corporate Governance in Japan"

真木圭亮・井上達彦（早稲田大学）, "Symbiotic Relationships in Business Ecosystems (with Susumu Nagayama)"

（レポート協力 今城 徹）

### ■憲法と経済秩序 第7回研究会（2010年1月10日開催）

本研究会では、長谷部恭男教授（東京大学）より「カント法理論についての覚書」として、カントの道徳理論、法理論について報告がありました。次に、斎藤一久准教授（東京学芸大学）より「生存権の自由権的側面の再検討」として、旭川国保訴訟最高裁判決を具体例に、生活困窮者に対する社会保険料徴収が合憲とされているのはなぜかという問題提起が行われました。それぞれ活発な議論が行われ、盛況をもって終了しました。

### ■早稲田大学グローバルCOE特別企画（第三回）

セミナー《英国から見る金融・法・会計・経営の現状と展望》  
（2010年1月21日開催）

本セミナーは、全三回にわたる特別企画の最終回として、「英国の経営機構—取締役会を中心に—」をテーマに開催されました。



第一部は、「英国企業の取締役会とCEOの役割と機能—その実像に迫る—」として、ジョン・ロバーツ教授（シドニー大学教授、元ケンブリッジ大学ジャッジ・ビジネススクール講師）が英国の現状や取締役会の機能、チェアマンの役割などについて報告されました。次に、「M&A時における取締役会とCEOの役割と機能—英国、米国、欧州諸国の対比において—」と題し、サイモン・デーキン教授（ケンブリッジ大学）が、企業買収に関する法的・経済的要素や各国における現状、規制の枠組みなどについて話されました。最後に、ジョン・ブキャナン氏（ケンブリッジ大学ビジネスリサーチセンター講師）が、「日本と日本の取締役会

の行動様式が違うのはなぜかー注目される『株主価値』ー」と題し、日英の取締役会の行動様式の違いとその背景、株主価値の取り扱いなどに関し報告されました。その後、上村達男教授による司会で、パネリスト：築瀬捨治弁護士(長島・大野・常松法律事務所)、渡辺宏之教授(早稲田大学)、河村賢治准教授(関東学院大学)、矢内裕幸客員教授(早稲田大学GCOE非常勤客員教授、Spirit of SHINISE協会理事長)と、3名の報告者によるパネルディスカッションが行われました。

(レポート協力 韓 敬新)

## イベントのお知らせ

本GCOE主催イベントの最新情報は、ホームページをご覧ください。<http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

### ■知的財産シンポジウム「文と理 対峙から協働へー文理融合型知的財産の活用方法を探るー」

【日時】2010年 3月20日 13:00～17:20

【場所】早稲田大学早稲田キャンパス14号館201教室

基調講演：「日米で発明者・研究者として活動して」  
(中村修二 カリフォルニア大学サンタバーバラ校教授)  
「日米知財紛争事件を担当する弁護士の立場から」  
(熊倉禎男 中村合同特許法律事務所弁護士)  
「産学協同による研究開発と実用化の事例」  
(逢坂哲彌 早稲田大学理工学術院教授)  
「法学者の立場から」  
(小泉直樹 慶應義塾大学大学院法務研究科教授)  
【司会・コメンテーター】  
高林 龍 (早稲田大学法学学術院教授)  
朝日 透 (早稲田大学理工学術院教授)

【主催】早稲田大学知的財産拠点形成研究所 (IIIPS Forum)

【共催】

早稲田大学グローバルCOE 知的財産法制研究センター(RCLIP)

早稲田大学グローバルCOE 「実践的法学知」

早稲田大学ナノテクノロジーフォーラム

早稲田大学先端科学・健康医療融合研究機構 (ASMeW)

早稲田大学博士キャリアセンター

【後援】

ドイツ学術交流会 (DAAD ; Deutscher Akademischer Austausch Dienst)

早稲田大学政治学研究科ジャーナリズムコース

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい。

### ■知的財産シンポジウム 「文と理の狭間からの飛翔ーデザインの本質と法的保護の未来を探るー」

【日時】2010年 3月28日 13:00～17:00

【場所】早稲田大学国際会議場井深大記念ホール

【総司会】高林 龍 (早稲田大学法学学術院教授)

【基調講演者】川崎和男 (大阪大学大学院工学研究科教授・名古屋市立大学大学院名誉教授)

<パネルディスカッション：「意匠法の未来 (仮)」 >

【司会】大淵哲也 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)

【パネリスト】

田村善之 (北海道大学大学院法学研究科教授)

川崎芳孝 (特許庁審査業務部意匠課課長)

峯 唯夫 (弁理士)

五味飛鳥 (弁理士)

【主催】早稲田大学知的財産拠点形成研究所 (IIIPS Forum)

【共催】早稲田大学グローバルCOE <<企業法制と法創造>>総合研究所 知的財産法制研究センター(RCLIP)

【お申し込み】当研究所Webページよりお申し込み下さい。

## 編集・発行

早稲田大学グローバル COE プログラム

成熟市民社会型企業法制の創造ー企業、金融・資本市場法制の再構築とアジアの挑戦ー

<<企業法制と法創造>>総合研究所

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学 1号館308-1

TEL: 03-3208-8408 Fax:03-5286-8222

メールアドレス: [webmaster@globalcoe-waseda-law-commerce.org](mailto:webmaster@globalcoe-waseda-law-commerce.org)

ホームページ: <http://www.globalcoe-waseda-law-commerce.org>

拠点形成責任者: 上村達男

編集: 伊原美喜 (グローバルCOE <<企業法制と法創造>>総合研究所 事務局)